

グループホーム 姉小路 短期利用契約書

(介護、予防)

_____ (以下「契約者」という。)と社会福祉法人 七野会 (以下「事業者」という。)は契約者が グループホーム 姉小路 (以下「グループホーム」という。)における居室及び共用施設等を利用し生活するとともに、事業者から提供される短期利用認知症対応型共同生活介護サービス、介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約 (以下「本契約」という。)を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者が共同生活住居において、家庭的な環境の下で、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める短期利用認知症対応型共同生活介護サービス、介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。

2 事業者が契約者に対して実施する短期利用認知症対応型共同生活介護サービス、介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護サービスの内容 (ケアプランを含む) は、別紙の「介護サービス計画書」のとおりとします。

(短期利用認知症対応型共同生活介護サービス計画、介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護サービス計画の決定・変更)

第2条 事業者は、計画作成担当者に第1条第2項に定める介護サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 介護サービス計画は、計画作成担当者が介護サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定し、交付します。

3 事業者は介護サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、介護サービス計画を変更するものとします。

4 事業者は、介護サービス計画を変更した場合には、契約者に対してその内容について説明し、同意を得たうえで決定し、交付します。

(介護サービスの内容)

第3条 事業者は、契約者に対し介護サービス計画に基づき、別紙「重要事項説明書」記載の各種介護サービスを提供します。

(運営規程の遵守)

第4条 事業者は、別に定める運営規程に従い、短期利用認知症対応型共同生活介護事業、介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護事業をおこないます。

(サービス利用料金の支払い)

第5条 契約者は、サービスの提供を受けたときは、事業者に対し重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

- 2 前項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月末日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。

(利用料金の変更)

第6条 前条第1項に定めるサービス利用料金の標準自己負担額について、介護給付費体系の変更があった場合事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

- 2 第6条第1項に定めるサービス利用料金については、事業者は契約者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料金の変更を申し入れることができるものとします。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(契約者及びその家族等の権利)

第7条 契約者及びその家族等は、事業者によるサービスに関し、以下の権利を有します。

これらの権利を行使することによって契約者はいかなる不利益も受けることはありません。

- ① 個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持されるとともに、生活やサービスにおいていかなる差別も受けないこと。
- ② 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、主体的な決定が尊重されること。
- ③ 安心感と自信が持て、自らの能力が最大限に発揮できるよう配慮され、必要に応じて適切な援助を受けられること。
- ④ 安全で衛生的な環境の中で生活でき、必要に応じて適切な医療を受けられること。
- ⑤ 家族等との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られること。
- ⑥ 地域社会の一員として生活し、選挙その他の一般市民としての行為を行なえること。
- ⑦ 暴力や虐待及び身体的精神的拘束を受けないこと。但し、身体の保護のために緊急かつやむを得ない時に、第10条第3項に基づいて身体拘束が実施された場合、事業者よりその報告、説明、記録の開示を受けること。
- ⑧ 生活やサービスについて従業者に苦情を訴え、解決されない場合には専門家や第三者機関の支援を受けること。

(契約者とその家族等の義務)

第8条 契約者とその家族等は、事業者によるサービスに関し、以下の義務を負います。

- ① 契約者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者を提供すること。
- ② 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと。
- ③ 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業所への立ち入り調査について協力すること。

(契約者の禁止行為)

第9条 契約者は、グループホーム内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- ① 決められた場所以外での喫煙
- ② サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと

(事業者及びサービス従事者の義務)

第10条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、

財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に対して、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、契約者又は他の利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。この場合でも契約者の家族に報告し必要に応じて情報の開示に努めるものとします。
- 4 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 5 事業者は、契約者に対する短期利用認知症対応型共同生活介護サービス、介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護サービスの提供について記録を作成し、それをサービスの完結日より5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

(守秘義務等)

- 第11条 事業者、サービス従事者または従業員（従業員であった者を含む）は、短期利用認知症対応型共同生活介護サービス、介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。但し、緊急の医療上の必要性がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 2 事業所職員は、契約者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、契約者及びその家族の個人情報を用いません。

(契約者の施設利用上の注意義務等)

- 第12条 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
 - 3 契約者は、グループホームの居室、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、退居時に自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
 - 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により居室又は共用施設、設備の利用方法などを決定するものとします。

(損害賠償責任)

- 第13条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責めに帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
- 但し、契約者にも故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減

じるか又は免れることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第14条 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責めに帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既の実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

(契約の終了)

第15条 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援1と判定された場合
- ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりグループホームを閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ グループホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 第16条から第17条に基づき本契約が解除された場合

(契約者からの契約解除)

第16条 事業者が介護保険法令及び本契約に定める責務を履行しなかった場合もしくは不法行為を行った場合には、契約者は本契約を解除することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する7日前までに事業者に通知するものとします。

(事業者からの契約解除)

第17条 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告示を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者が介護保険施設に入所した場合

2 前項の規定による契約の終了後、退所までに事業者が契約者に対して実施したサービスの利用料金については、全額契約者の負担とします。

(居室の明け渡し—精算—)

第18条 契約者は、第15条により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサ

ービスに対する利用料金支払い義務及び条項に基づく義務を履行したうえで、居室を明け渡すものとします。

(身元引受人)

- 第19条 事業者は、契約者に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、契約者に但し、契約者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はその限りではありません。
- 2 身元引受人は、この契約に基づく契約者の事業者に対する一切の債務につき、契約者と連帯して履行の責任を負います。
- 3 前項の身元引受人の負担は、極度額20万円を限度とします。

(契約当事者の変更)

第20条 契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか、又は契約者の家族等を含む第三者に契約者を変更することに同意します。

(苦情処理)

第21条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対処するものとします。

(協議事項)

第22条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者	住所		
	氏名		印
署名代行者	住所		
	氏名		印

契約者との関係

事業者住所	京都市北区大北山長谷町5番地36	
事業者	社会福祉法人 七野会	
事業所名	グループホーム姉小路	
代表者氏名	理事長 井上 ひろみ	
		印